平成３０年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市宇宿４丁目10番６号　ハマダアパート101号
債務者　樹村　一憲
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第９５号
鹿児島県鹿児島市宇宿４丁目10番６号　ハマダアパート101号
債務者　樹村ゆう子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市西千石町14番20―1306号
債務者　永島　伸子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２４号
鹿児島県指宿市山川成川1634番地10
債務者　大園ひとみ
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第３４号
秋田市新屋松美ガ丘南町８番14号
債務者　大谷　　圭
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２号
秋田市旭南２丁目３番４号　アーバンハイツあいば５号
債務者　児玉　信男
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３号
秋田市旭南２丁目３番４号　アーバンハイツあいば５号
債務者　児玉　弘子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６４号
秋田市南通宮田５番13号　タウニィ宮田Ａ105
債務者　吉尾　利光
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７２号
秋田市仁井田二ツ屋２丁目６番39号
債務者　小島　　良
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１号
富山市掛尾町435―１　ロレックスⅡ掛尾208、住民票上の住所沖縄県宜野湾市野嵩１丁目35番10―201号　コーポラス宮城
債務者　岸本　　究
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８号
富山市田畠12番地１
債務者　山下　隆治
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヘ380番地３　サンコーポラス押水２号棟307号室
債務者　杉中　啓子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第３１号
長野県松本市南原２丁目12番Ｂ―303号
債務者　牛山真由美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３３号
長野県松本市大字岡田町366番地２　プレッソＥ101
債務者　井出　康平
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第２４号
長野県下伊那郡松川町大島474番地１　パークヒルズ松川102号室
債務者　小川　　保
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第２５号
長野県下伊那郡松川町大島474番地１　パークヒルズ松川102号室
債務者　小川さち子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
長野地方裁判所飯田支部